

# **第3次四日市市民協働促進計画(素案)**

---

令和 年(202 年) 月

**四日市市**

# 目 次

<b>第1章 計画の位置付け</b>	<b>1</b>
1. 計画策定の趣旨と役割.....	2
2. 計画の期間と構成.....	3
3. 用語の定義.....	4
<b>第2章 計画策定の背景</b>	<b>5</b>
1. 全国的な市民協働を取り巻く状況.....	6
2. 四日市市の市民協働の状況.....	7
<b>第3章 前計画の評価と課題</b>	<b>17</b>
1. 前計画の評価 .....	18
2. 四日市市における市民協働の課題.....	22
<b>第4章 基本的な考え方</b>	<b>25</b>
1. 基本理念 .....	26
2. 市民協働における各主体の役割と領域 .....	27
3. 市民協働に向けた心構え .....	28
4. 本計画の基本方針 .....	29
<b>第5章 基本方針ごとの方向性と主な取り組み</b>	<b>31</b>
基本方針1 市民協働の入り口の拡大 .....	32
基本方針2 市民活動団体の活性化、持続可能な活動に向けた支援.....	35
基本方針3 つながりの創出及びコーディネート機能の強化 .....	38
行政の協働推進.....	40
<b>第6章 計画の推進にあたって</b>	<b>41</b>
1. 計画の周知と共有 .....	42
2. 計画の推進と進捗管理 .....	42
<b>資料編</b>	



# 第1章

## 計画の位置付け

## 1. 計画策定の趣旨と役割

本市では、市民にとって暮らしやすいまちづくり、住み続けたいまちづくりを推進するため、平成17年(2005年)9月に「四日市市市民自治基本条例(理念条例)」を施行し、市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割に応じて連携、協働し、まちづくりに取り組んでいます。

また、平成27年(2015年)4月には、子育て支援・福祉・防犯・防災など、さまざまな分野において広がりを見せている市民活動が、公共の場で果たす役割の重要性を鑑み、こうした活動を持続的に発展させるために「四日市市市民協働促進条例(以下、「市民協働促進条例」という。)」を施行し、市民協働の促進を図っています。

市民協働促進条例第11条では、総合的かつ計画的な市民協働の促進を図るため、市民協働に関する計画を策定することを定めています。これに基づき、平成27年度に「四日市市市民協働促進計画(2016年度～2020年度)」、令和2年度に「第2次四日市市市民協働促進計画(2021年度～2025年度)(以下、「前計画」という。)」を策定し、さまざまな事業を進めてきました。

一方で、少子高齢化の進行をはじめ、住民の価値観やライフスタイルの多様化、外国人住民の増加など、地域を取り巻く環境は変化し続けています。それに伴い、地域のニーズや課題は、ますます複雑化・多様化しており、行政だけでなく、地域に関わるすべての主体が協働・連携してまちづくりを進めることができます。

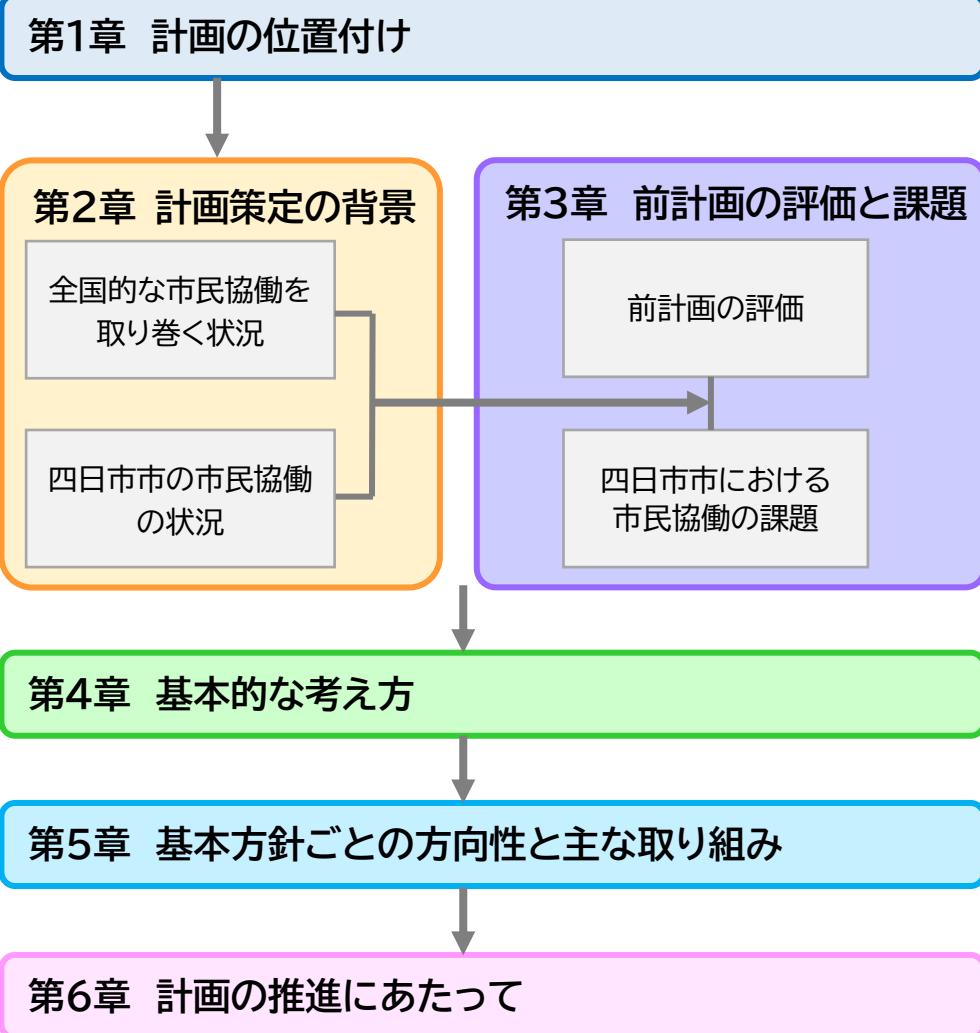
本書は、こうした状況をふまえ、四日市市総合計画(2020～2029)を上位計画とし、令和8年度(2026年度)から5年間の市民協働を促進するための基本的な方針、目標、具体的な施策などを「第3次四日市市市民協働促進計画(以下、「本計画」という。)」として示したものです。

## 2. 計画の期間と構成

本計画の計画期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)の5年間とします。

なお、本計画に掲げる事業を着実に推進する一方で、新たに地域課題等が生じた場合には、迅速かつ柔軟に施策・事業を展開し、市民協働の促進を図ります。

また、本計画は、以下のとおり構成します。



### 3. 用語の定義

本計画における、市民協働に関する語句を次のとおり定義します。

なお、市民等、事業者、市民活動、市民活動団体、市民協働については、市民協働促進条例第2条に基づく定義としています。

語 句	定 義
市民等	本市の区域内に居住する者のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいいます。
事業者	本市内に存する会社、営業所、工場等をいいます。
市民活動	市民等が、公共の利益を目的とし、自主的に行う活動であって、次のいずれにも該当しないものをいいます。 ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動 ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動 ③ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
市民活動団体	地縁団体、NPO、ボランティア団体などの団体のうち、市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいいます。
市民協働	市民主権の理念のもと、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市等が連携し、それぞれの持つ特性を生かしてまちづくりに取り組むことをいいます。
地縁団体	自治会、地区社会福祉協議会などの一定の区域に住所を有し、広く地域社会の維持や形成を行い、地域的な共同活動を行っている団体をいいます。
NPO	「Non-Profit Organization(非営利組織)」の略称。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称です。
ボランティア団体	社会の課題解決のため、参加する個人の自発的な意思により、社会に貢献する行為をする団体をいいます。
中間支援団体(組織)	市民協働に関わるさまざまな主体の間に立ってそれぞれの活動を支援する団体(組織)であり、市民活動団体等への相談業務や情報提供などの支援及び人材や資金等の市民活動に必要な資源の仲介、政策提言等を行う団体(組織)をいいます。

## 第2章

### 計画策定の背景

## 1. 全国的な市民協働を取り巻く状況

### (1) 持続可能な開発目標(SDGs)と本計画との関係

持続可能な開発目標「SDGs(Sustainable Development Goals)」が平成27年(2015年)に国連総会で採択されて以降、全国で SDGsの推進が求められ、本市の総合計画においても SDGsに掲げられている 17 の目標を政策・施策と関連付けて取り組みを進めることとしています。

本計画においては、目標のうち特に「11住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」が密接に関係しています。多様な主体がまちづくりに参画するとともに、地域のことを最も良く理解している住民同士が連携・協力し合って、多様な主体とともに地域課題を解決していくことが、持続可能なまちづくりにつながります。

### (2) 市民協働を取り巻く状況と変化

少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの希薄化など、地域を取り巻く課題が複雑化・多様化する中で、行政だけでなく、多様な主体が連携して地域課題の解決に取り組む「協働」の動きが全国で広がっています。

地域では、各地で「まちづくり協議会」等の「地域運営組織」が設立され、地域資源の活用や地域福祉、防災、子育て支援など、生活に密着したさまざまな分野での活動が進められています。

近年では、地域住民や NPO、事業者、行政等が連携し、食を通じた家庭の支援や地域の交流の場を提供する「子ども食堂」などの地域住民に新たなつながりと支え合いを生む居場所づくりの取り組みも広がっています。

また、「指定地域共同活動団体<sup>※1</sup>」制度の創設や「労働者協同組合<sup>※2</sup>」の設立など、協働による地域課題解決のための新たな環境の整備も進められています。

本市においても、地域課題の解決に向けて市民等・企業・市民活動団体・議会・事業者・行政等の各主体が対等な立場で関わり合いながら、それぞれの強みや特性を生かして、協働でまちづくりを進めていくことが重要です。

※1:指定地域共同活動団体制度とは、地域において住民が日常生活を営むために必要な活動を、地域の多様な主体と連携・協働して行う団体を、市町村が「指定地域共同活動団体」として指定する制度

※2:労働者協同組合とは、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする組織であり、地域のみんなで意見を出し合って、助け合いながら、地域社会の課題を解決していくこうという法人制度

## 2. 四日市市の市民協働の状況

### (1) 総合計画における方向性

総合計画の基本構想では、まちづくりの最上位の理念である四日市未来ビジョン「ゼロからイチを生み出すから イチから未来を 四日市」や4つの将来都市像（「子育て・教育安心都市」、「産業・交流拠点都市」、「環境・防災先進都市」、「健康・生活充実都市」）を掲げています。

これらの実現を支える「まちづくりの基本的な考え方」として、「あるもの・つながりを生かす持続可能なまちづくり」、「市民の幸せと満足度を高める成熟度の高いまちづくり」、「都市経営の視点に立った先手・創造型のまちづくり」、「2040年の長期展望を見据えた存在感を放つ選ばれるまちづくり」と並び、「オール四日市で取り組む協働・共創のまちづくり」が位置付けられています。

各主体が相互に理解し合い、それぞれの役割や責務を十分に意識しながら、「Win-winの関係」で協働・共創し、よりよい地域づくりを進めることができます。



出典:四日市市総合計画(2020~2029)概要版

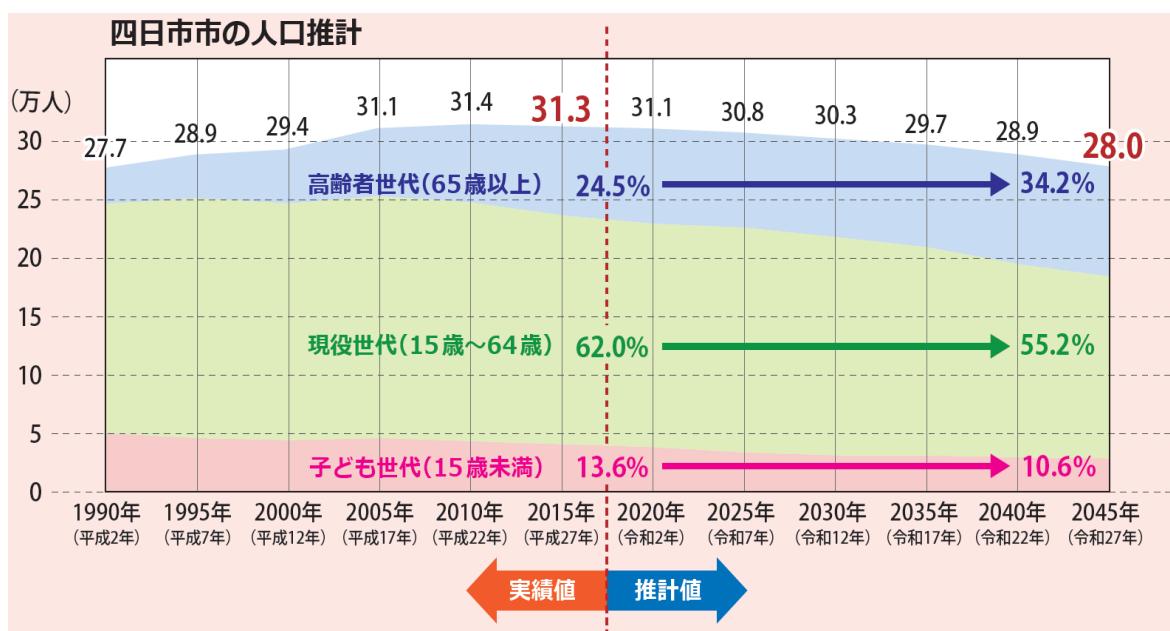
## (2) 人口構造の変化

全国的に少子高齢化や人口減少が進んでいます。

本市においても、同様の傾向が緩やかに進んでおり、令和27年(2045年)には、人口全体としては減少するのに対し、高齢者世代(65歳以上)が占める割合は増加することが予想されます。

こうした少子高齢化や人口減少が進むなか、医療や介護のニーズが増加し、人手不足が深刻な課題となっていました。

また、地域によっては、空き家の増加や商店街の衰退といった課題も生じており、こうした社会的課題を解決するには、行政だけでなく、住民や企業、NPOなどの多様な主体による連携した取り組みが求められます。



出典:四日市市総合計画(2020～2029)基本構想

### (3) 協働による地域コミュニティの維持・発展の必要性

本市では、令和2年(2020年)に施行された「四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例」により、地域住民の自治会への加入や参加に関し、基本理念のほか、地域住民、自治会及び事業者の役割とともに、市の責務が位置付けられました。

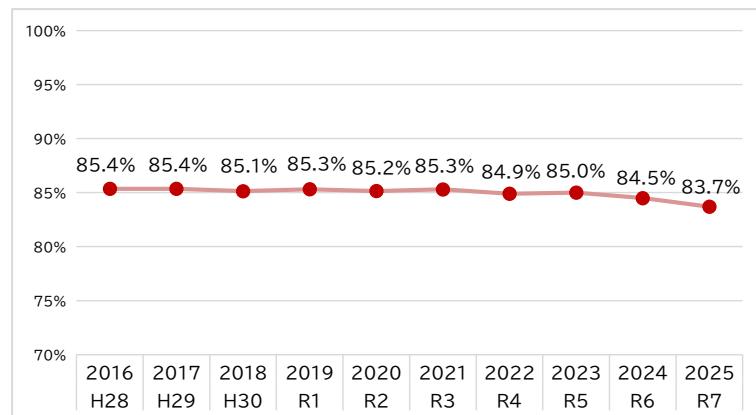
令和7年(2025年)4月現在における本市の自治会加入率は83.7%となっており、全国的にも高い割合となっています。

市内では、24カ所の地区市民センターを核として、自治会等が中心となり、地域福祉や防犯、防災など住民相互の支え合い活動が進められています。

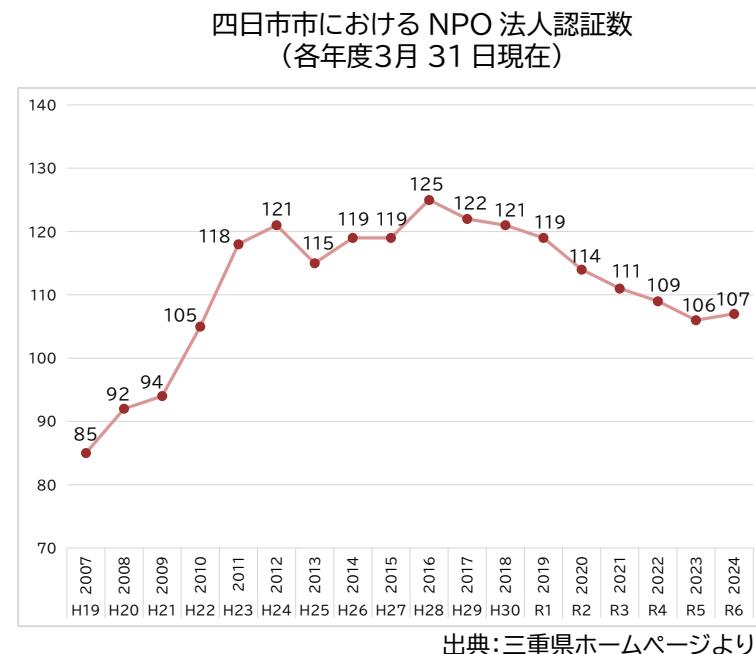
一方で、社会全体では、生活様式や価値観の多様化に伴い、地域活動に対する参加意識やその重要性の認識等が希薄化しており、本市においても地域コミュニティの維持・発展が課題になっています。

本市におけるNPO法人の認証数は、平成19年(2007年)は85団体でしたが、平成28年(2016年)には125団体まで増加しました。令和6年(2024年)現在は107団体とやや減少したものの、100を超える団体が本市で活躍しています。

高い自治会加入率という地域の強みを生かしつつ、NPO法人等の多様な主体と手を携えて協働することが、持続的な地域づくりにつながります。



自治会加入率の推移  
資料:各自治会の報告(各年4月1日現在)



#### (4) 市民の参加意識(市民アンケート調査結果より)

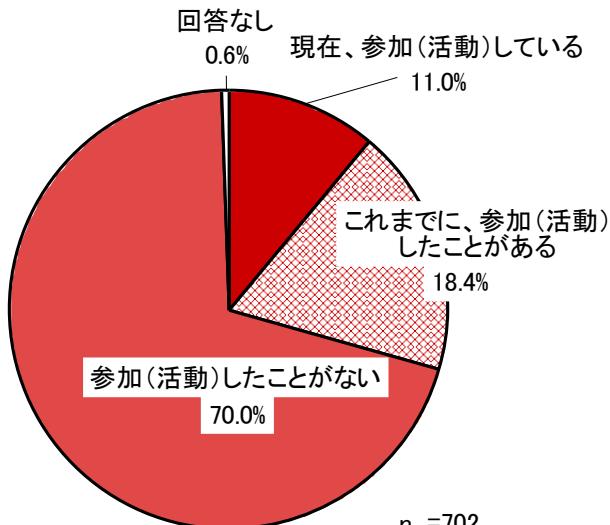
市民の市民協働に関する考え方や実態などを把握し、本計画の策定に向けた基礎資料とするため、令和6年9月に本市在住の市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査対象	本市在住の18歳以上の市民2,000人
調査期間	令和6年9月18日～9月30日
調査方法	郵送配布、郵送・Web回答
回収数	702人(回収率35.1%)

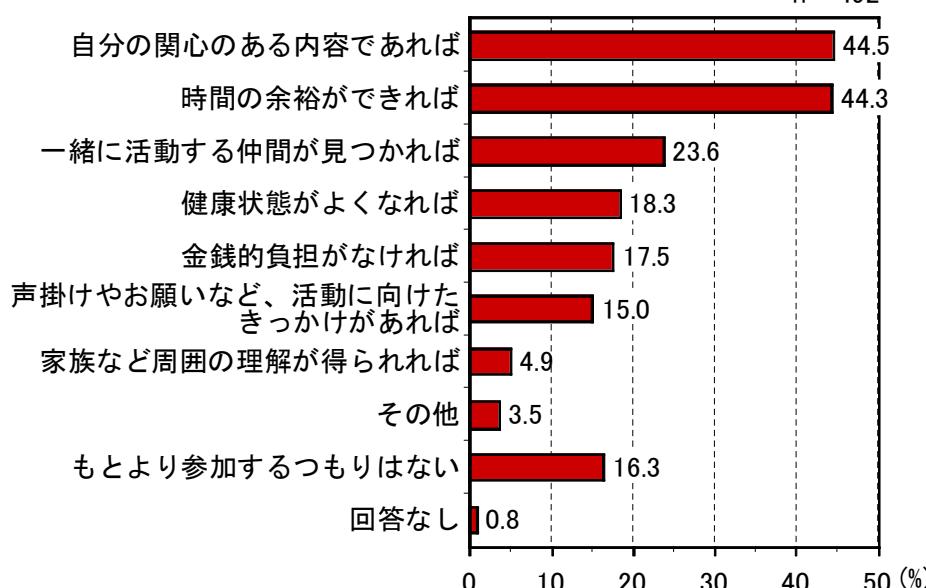
全回答結果は  
こちらよりご  
覧ください  
※QRコード  
貼り付け予定

ボランティアや市民活動への参加経験があると答えた人は、「現在、参加(活動)している」が11.0%、「これまでに、参加(活動)したことある」が18.4%となっており、合わせて約3割にとどまっています。

問3 現在、地域などのボランティアや市民活動に参加していますか(単数回答)



問5 今後どのような条件が整えば、ボランティア・市民活動に参加したいと思いますか(複数回答)

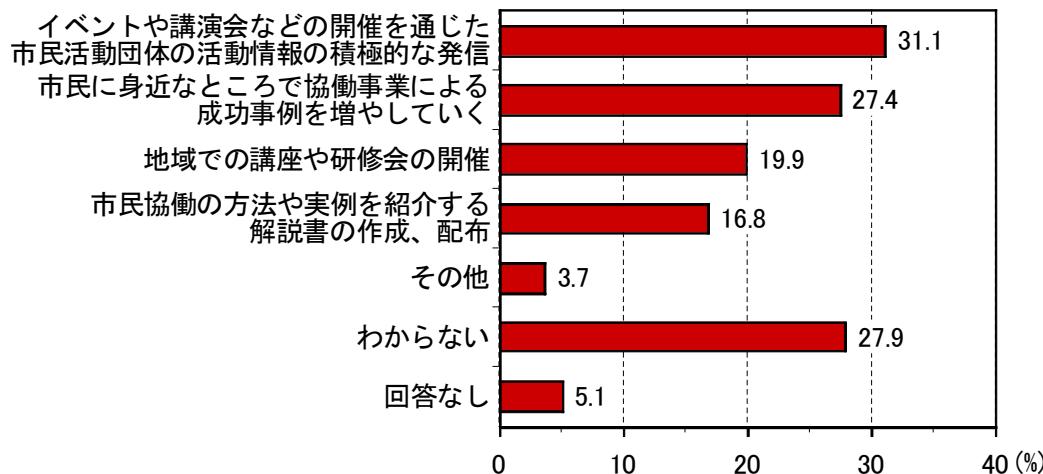


一方で、参加(活動)したことがない人が、今後どのような条件が整えば、ボランティア・市民活動に参加したいかについては、「もとより参加するつもりはない」は16.3%と少なくなっています。一方で、条件が整えば参加したいという人が大半を占めており、地域に関わりたいと思う市民が多く存在することが明らかになっています。

意識づくりを進めるために効果的だと思うことは、「イベントや講演会などの開催を通じた市民活動団体の活動情報の積極的な発信」(31.1%)、「市民に身近なところで協働事業による成功事例を増やしていく」(32.4%)などが多くなっています。

問10 多くの市民の理解と参加を得るために、  
意識づくりを進めるために効果的だと思うこと(複数回答)

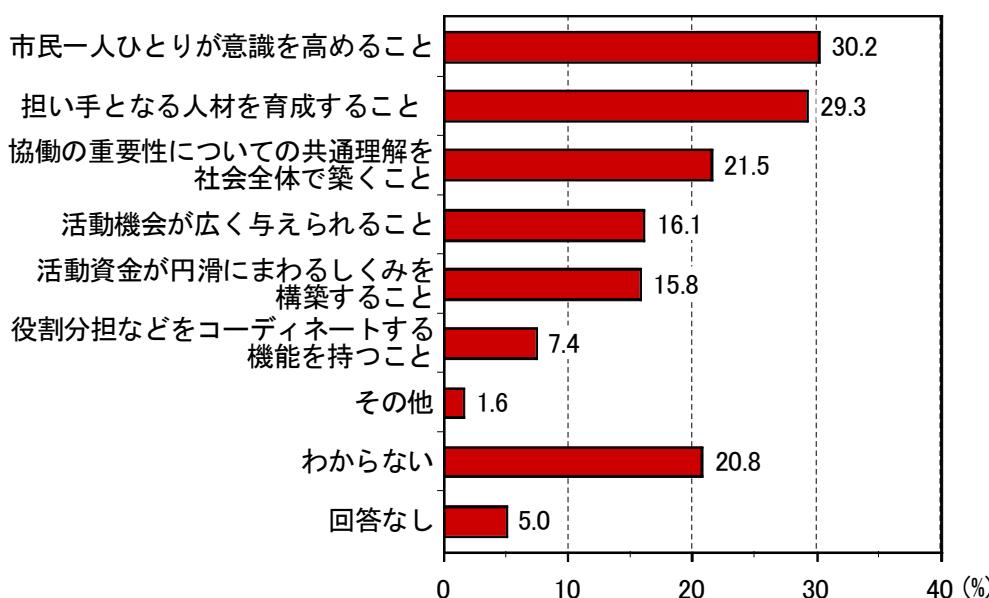
n =702



市民協働を進めるために重要なことは、「市民一人ひとりが意識を高めること」(30.2%)、「担い手となる人材を育成すること」(29.3%)、「協働の重要性についての共通理解を社会全体で築くこと」(21.5%)などが多くなっています。

問11 市民、市民活動団体、企業、行政等が  
それぞれの役割を担って市民協働を進めるために重要なこと(複数回答)

n =702



## (5) 企業の社会貢献意識(企業アンケート調査結果より)

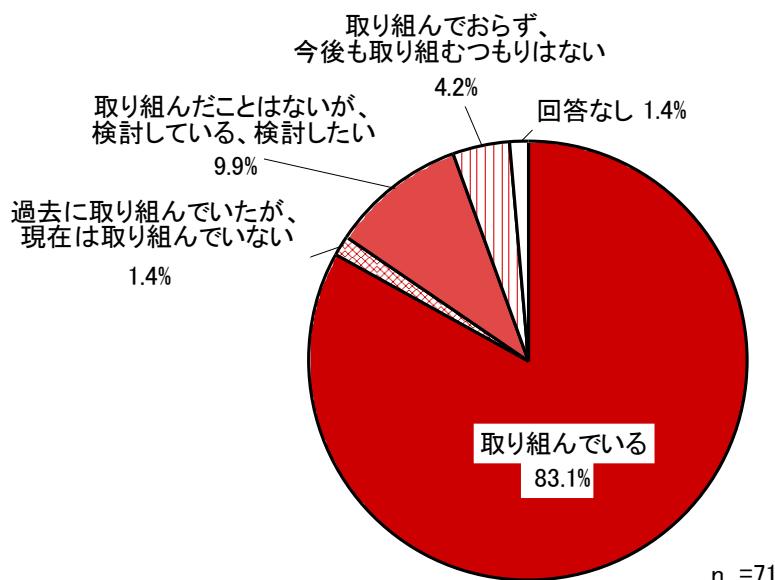
企業の市民協働に関する考え方や実態などを把握し、本計画の策定に向けた基礎資料とするため、令和6年9月に本市に拠点等をもつ企業を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査対象	市内に単独事業所又は本所、本社、本店がある従業員100名以上の企業(事業所)180社
調査期間	令和6年9月18日～9月30日
調査方法	郵送配布、郵送・Web回答
回収数	71社(回収率39.4%)

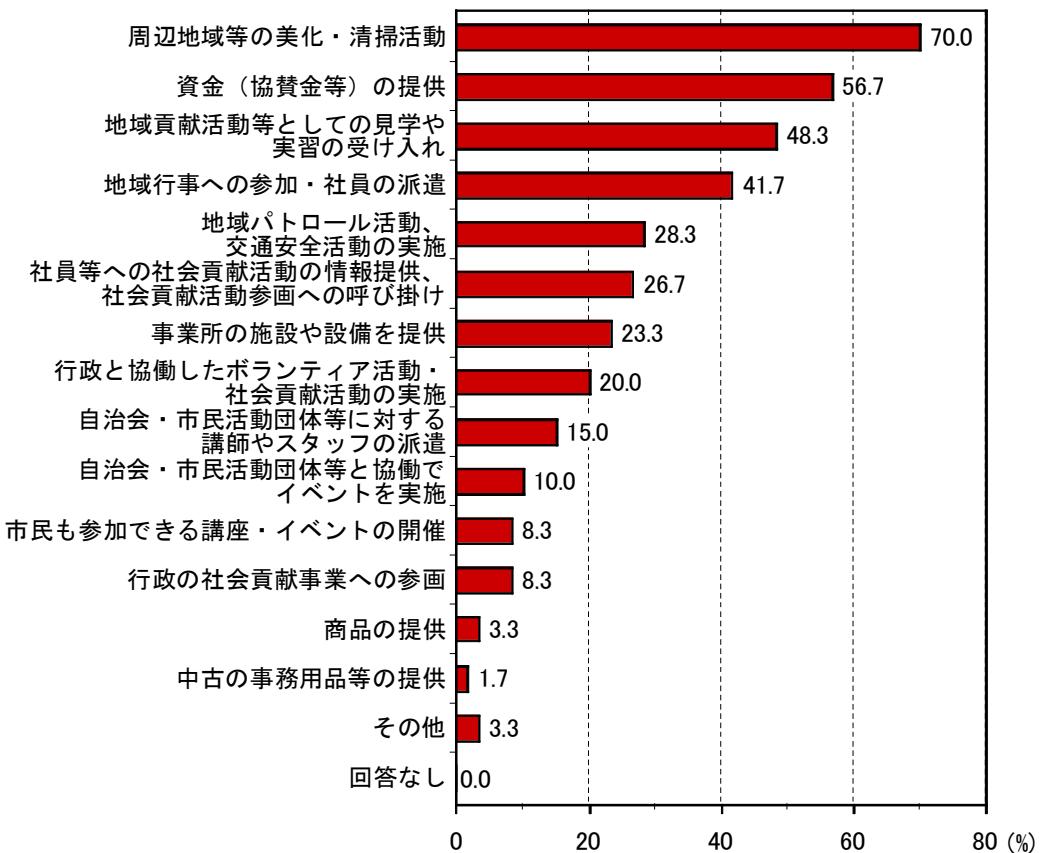
全回答結果は  
こちらよりご  
覧ください  
※QRコード  
貼り付け予定

地域貢献活動やボランティア活動、市民活動に取り組んでいると答えた企業は、8割を超えています。取り組んでいる内容は、「周辺地域などの美化・清掃活動」(70.0%)、「資金(協賛金等)の提供」(56.7%)、「地域貢献活動等としての見学や実習の受け入れ」(48.3%)が多くなっています。

問4 地域貢献活動・ボランティア活動・市民活動に取り組まれていますか(単数回答)

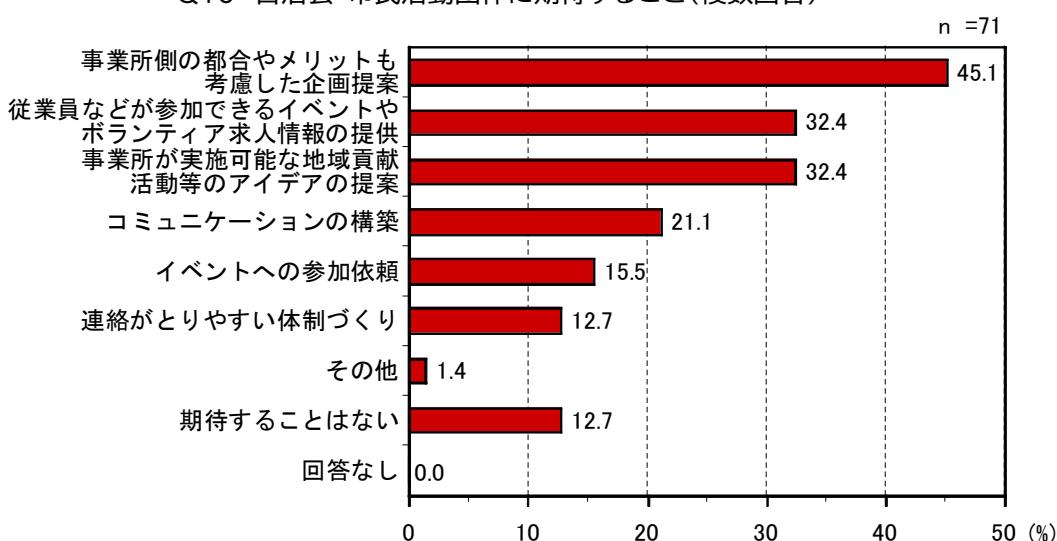


## 問5 現在取り組んでいる、取り組んだことがある活動(複数回答) n = 60



自治会・市民活動団体に期待することとして、「事業所側の都合やメリットも考慮した企画提案」(45.1%)、「従業員などが参加できるイベントやボランティア求人情報の提供」(32.4%)、「事業所が実施可能な地域貢献活動等のアイデアの提案」(32.4%)などが多くなっています。また、「期待することはない」は 12.7%と少なくなっていますが、ほとんどの企業が自治会・市民活動団体に何らかの期待を抱いており、自治会・市民活動団体と企業が交流できる(をつなぐ)機会を設けることが求められます。

## Q10 自治会・市民活動団体に期待すること(複数回答)



## (6) 市民活動団体の状況(市民活動団体アンケート・ワークショップ結果より)

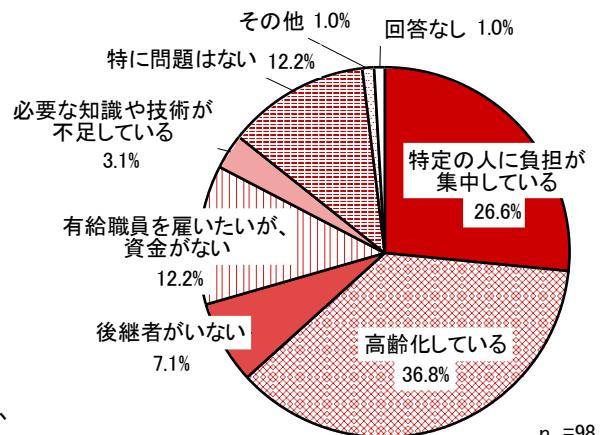
市民活動団体の市民協働に関する考え方や実態などを把握し、本計画の策定に向けた基礎資料とするため、令和6年9月に本市で活動している市民活動団体を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査対象	なやプラザへの登録及び市民協働促進条例に基づく届出のある市民活動団体 188 団体
調査期間	令和6年9月 18 日～9月 30 日
調査方法	郵送配布、郵送・Web回答
回収数	98 団体(回収率 52.1%)

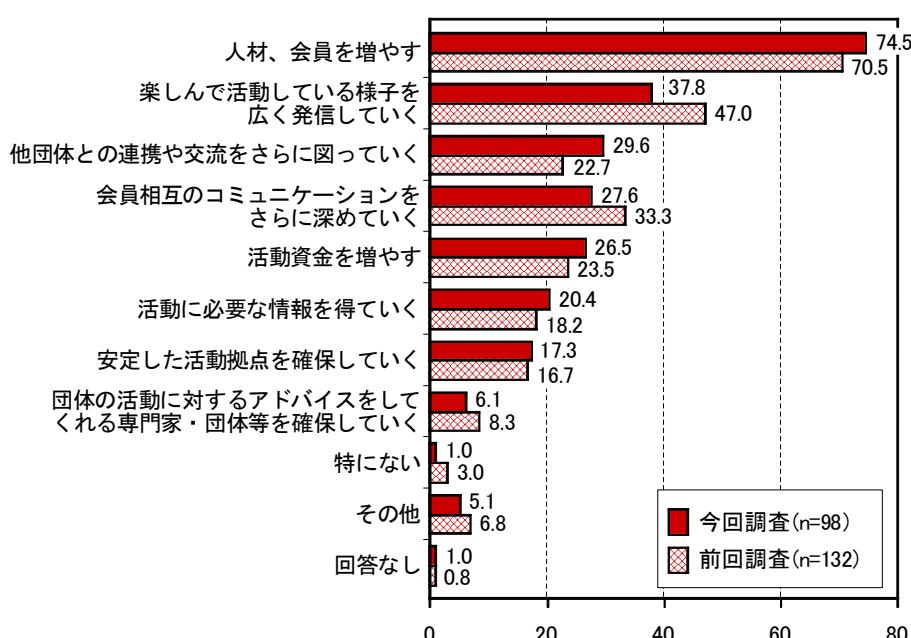
全回答結果は  
こちらよりご  
覧ください  
※QRコード  
貼り付け予定

活動の中心メンバーが抱える課題として、「特定の人に負担が集中している」(26.6%)、「高齢化している」(36.8%)が多く、「後継者がいない」(7.1%)も合わせるとおよそ7割が活動メンバーの負担や引継ぎの点で課題を感じています。

問14 活動の中心メンバーの現在の課題(単数回答)



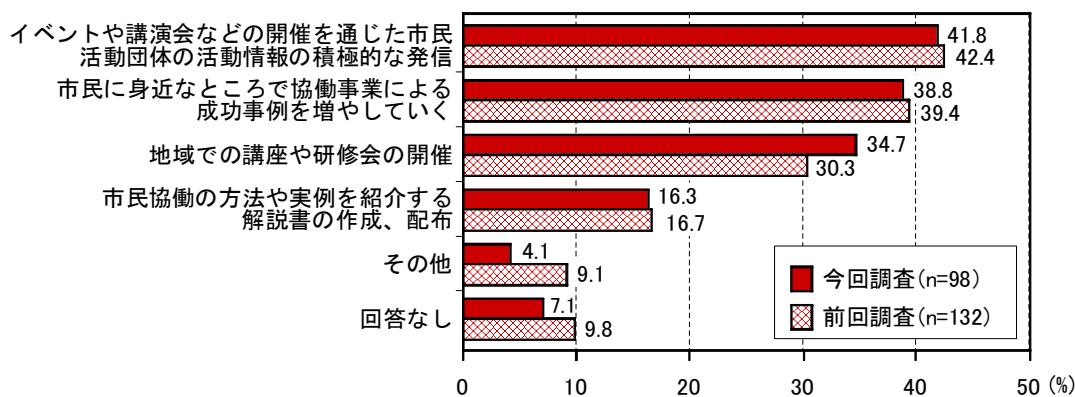
問10 これからの活動をさらに充実させるため、必要と思うこと(複数回答)  
〔令和2年度調査結果との比較〕



活動を充実させるために必要なことは「人材、会員を増やす」(74.5%)が最も多くなっています。また、「楽しんで活動している様子を広く発信していく」(37.8%)、「他団体との連携や交流をさらに図っていく」(29.6%)、「会員相互のコミュニケーションをさらに深めていく」(27.6%)などの項目も挙げられています。

市民協働の意識づくりに効果的なこととして、「イベントや講演会などの開催を通じた市民活動団体の活動情報の積極的な発信」(41.8%)や「市民に身近なところで協働事業による成功事例を増やしていく」(38.8%)、「地域での講座や研修会の開催」(34.7%)などが多くなっています。

問35 多くの市民の理解と参加を得るために、  
それらの意識づくりを進めるために効果的だと思う  
こと(複数回答) [令和2年度調査結果との比較]



また、市民活動団体の方々を対象に、令和7年10月11日に第3次市民協働促進計画策定にかかるワークショップとして、「四日市協働まちづくりミーティング」を開催しました。当日は10団体(11名)が参加し、「持続可能な市民活動に向けて」をテーマに、それぞれの活動の「これまで(上手く行っていること、悩んでいること)」と「これから(やってみたいこと、欲しいサポート)」についてワークショップ形式で意見を出し合いました。

「これまで」については、「居場所づくりのためのカフェを開催し、地域住民から喜びの声があがった」、「自分のやり方を押し付けず、他人を認め合う」などの意見が出されました。一方で、「次の世代への引き継ぎ」や「成長のための資金調達」に悩んでいるといった声がありました。

「これから」については、「情報リテラシーを高めたい」や「企業の若手社員を市民活動団体に派遣していただき、スタッフや指導者として市民活動を担ってほしい」、「同じテーマで活動をしている人同士がつながる機会がほしい」といった具体的な意見やアイデアが出されました。

さまざまなテーマで活動する市民活動団体等が、特性に応じた活動を展開することができるよう、引き続き、ニーズや発展段階に対応したサポートが求められます。



## (8) 若者目線で考える市民協働への期待（わかもの協働座談会・わかものヒアリング より）

これからの中学生が担い手となる若い世代のニーズや考え方を把握するため、18歳～39歳の市民を対象に、令和7年8月30日に第3次市民協働促進計画策定にかかるワークショップとして、「わかもの協働座談会」を実施しました。無作為抽出により選ばれた18歳～39歳の市民2,000名に案内を送付し、16名が参加し、「身近なまちづくりへの関わり方」についてグループトークを行いました。

参加者からは、「怪談をテーマにした居場所づくり」や「四日市まちなかバルからヒントを得た日本酒の会」など、趣味を通じてまちに関わる若者ならではの趣味を生かした柔軟な発想によるアイデアが出されました。また、「SNSで四日市市の魅力を個人的に発信する」や「ジモティー やオンラインゲームを活用した居場所づくり」など、デジタルや身近な資源を生かした参加しやすい仕組みも提案されました。

また、10代の若者が、どんな地域活動に関わりたいか、などのニーズを把握するため、高校生年代のための居場所である「ヤスジマベース」に訪れた方々を対象に、若者のまちづくりへの関わり方の現状や理想の形についてのアイデアや意見を伺いました。

「防災訓練」や「子ども食堂ボランティア」、「児童館のイベントスタッフ」など、既にさまざまな地域活動に参加したことのあるというコメントが多くありました。また、今後関わりたいことについて、「小学生に宿題を教えるボランティアをしたい」や「稻刈り体験」、「お祭りに参加してみたい」などの意見もありました。

今後は、こうした多様な関わり方を促進し、ボランティア活動や地域活動への参加におけるハードルを下げていくことで、市民協働の入り口を広げ、協働の芽を育していくことが求められます。



## 第3章

### 前計画の評価と課題

## 1. 前計画の評価

前計画に基づく取り組みは、毎年度、市民協働促進委員会に進捗状況を報告し、多様な主体の目線から進捗を評価してきました。ここでは、前計画の基本方針ごとに取り組みの状況を整理・評価します。

### (1) 市民協働につながる情報の発信と担い手の育成

<b>目標</b>	幅広い世代の市民に対し、伝わりやすい情報の発信や多様な学びの場の提供を通じて、市民協働に対する理解・関心を高め、具体的な活動につなげることを目指します。
-----------	--

#### 【指標(ものさし)】

指標名	前計画 策定時(R2)	目標値(R7)	現状値 (R6、★R7)
地域づくりマイスター養成講座の修了者数(累計)	249人	380人	★369人 (見込み)
なやプラザホームページのアクセス数	年間 39,600件	年間 55,000件	年間 17,923件
なやプラザ広報紙の配架箇所数	70箇所	80箇所	★85箇所

#### ①市民協働に関する情報の発信

<b>成果</b>	市民活動にかかる情報について、従来の広報紙やホームページでの周知に加えて、LINEなどのSNSを活用した情報発信を行いました。また、手引書である「市民協働虎の巻」を更新し、各種イベントや講座で配布し、市民協働に対する理解を求めました。
<b>課題</b>	市民協働に関する認知度が十分とは言えず、市民協働により取り組んだ事例を可視化・紹介するとともに、多くの方に周知できるようさらなる情報の発信の工夫が求められます。また、なやプラザホームページについて、アクセス数が減少していることから、内容の充実を図る必要があります。

#### ②市民協働を担う人材の育成

<b>成果</b>	市民協働を理解し、地域づくりを担う人材の育成とネットワークの構築を目的とした「地域づくりマイスター養成講座」について、内容を更新しながら継続して開催し、地域活動に携わる人材育成につなげたほか、女性の修了者数も増加しました。
<b>課題</b>	「地域づくりマイスター養成講座」について、内容の充実を図りながら引き続き開催するとともに、若者や地域づくりに携わったことがない人の参加を促進する必要があります。また、修了後のフォローアップ、修了生同士の交流促進によるさらなる活動の活性化に向けて、修了生が集まることができる機会の提供が求められます。

## (2) 市民協働の推進力となる市民活動団体の強化

目標	本市における市民協働をより一層推進するため、仕組みづくりや相談機能の充実などさまざまな支援を行い、地縁団体やNPO・ボランティア団体など各々の市民活動団体の強化を目指します。		
----	---	--	--

## 【指標(ものさし)】

指標名	前計画 策定時(R2)	目標値(R7)	現状値 (R6、★R7)
新規届出市民活動団体数	85 団体	100 団体	★87 团体
なやプラザ利用満足度	83.7%	90.0%	★79.2%
自治会の加入率	85.3%	90.0%	★83.7%

## ①市民活動団体の活性化

成果	なやプラザを運営し、市民活動に関する相談対応、助成金メニューの紹介などを行いました。また、市民活動団体の課題解決、スキルアップに資する内容や無料デザインツールの活用など、時流やニーズに合わせた講座を開催しました。
課題	なやプラザの直営化による支援体制の変化により、市民活動にかかる相談件数が減少していることから、市民協働における中核施設として、相談体制やコーディネート機能の充実を図る必要があります。 また、市民活動団体が持続可能な活動ができるよう、資金の調達に向けた支援等の充実を図る必要があります。

## ②地縁団体による活動の継続に向けた支援

成果	地縁団体による活動の継続に向けて、地域社会づくり総合事業費補助金の交付等により、地域の状況やニーズに沿った支援を行いました。 また、市民協働を促進するための担い手育成や中間支援の強化を目的とした「市民協働の担い手育成・連携強化等に関する協働事業」の募集テーマに「地縁団体との連携強化」を新たに設け、地域課題に対して市民活動団体の強みを生かした取り組みを協働で行いました。
課題	地域の担い手不足に伴い、地縁団体の維持・強化に向けて、市民活動団体をはじめとした多様な主体の得意分野や強みを生かし、地縁団体との連携等による取り組みの推進が求められます。

### (3) 市民協働を下支えする“つながり”的強化

目標	多様な主体間が情報や意見を交換する場の提供、コーディネート機能の向上などを通じて、市民活動団体同士の連携・協働につなげることを目指します。		
----	---	--	--

#### 【指標(ものさし)】

指標名	前計画 策定時(R2)	目標値(R7)	現状値 (R6、★R7)
なやプラザ利用者数	年間 51,745人	年間 58,000人	年間 40,861人
なやプラザ市民協働まつり参加者数	438人	600人	453人
プロボノ活動支援事業に参加したプロボノワーカーの所属企業・団体数	のべ24社	のべ30社	のべ36社

#### ①多様な市民活動団体の交流・連携

成果	市内のさまざまな団体の取り組みにかかるパネル展示や発表を通して、市民や市民活動団体が交流を深め、その後の活動につながる関係を築ける・生かせるきっかけとなる場づくりを行う「なやプラザ市民協働まつり」を毎年度開催しました。  また、なやプラザにおいて、交流を目的としたふらっとサロンの整備を進めました。
課題	市民協働まつりを引き続き開催するとともに、市民活動団体をはじめとした多様な主体がそれぞれの特色を生かして相乗効果を生み出せるよう、交流できる機会を拡充する必要があります。  また、市民協働の拠点を核としたコーディネート機能(中間支援機能)の強化を図り、ハブとしての役割を充実させる必要があります。

#### ②市民協働の手法を活用した取り組みの展開

成果	専門的な知識やスキルを生かして社会貢献活動をしたいと考える社会人と、運営面での課題を抱える市民活動団体等をマッチングする「プロボノ活動支援事業」について、オンラインによるマッチングを新たに導入しました。  また、市民協働を促進するための担い手育成や中間支援の強化を目的とした「市民協働の担い手育成・連携強化等に関する協働事業」について、募集期間を従前より早め、事業実施期間の確保を図りました。
課題	「市民協働の担い手育成・連携強化等に関する協働事業」について、テーマとなる社会課題によっては、単年度では成果が出ないものもあることから、継続して取り組むことができる体制づくりを検討する必要があります。併せて、立ち上げ期の団体の育成につながる取り組みを充実することが必要です。  また、市内事業者のCSR活動と市民活動団体との連携や協働に向けて、マッチングできる機会の創出が求められます。

## (4) 市民協働を展開する活動環境の強化

<b>目標</b>	今後の市民協働をより円滑に進められるよう、行政内部での協働に対する理解と取り組みの推進を図るとともに、時代や環境の変化に適応した市民活動団体への継続的な支援を目指します。
-----------	---

## 【指標(ものさし)】

指標名	前計画 策定時(R2)	目標値(R7)	現状値 (R6、★R7)
市民協働事業における庁内連携の部署 (所属)数	13 所属	20 所属	★17 所属
なやプラザでの市民活動相談件数	年間 97 件	年間 130 件	年間 70 件
市民活動団体向け講座の受講者数	年間 247 人	年間 300 人	年間 91 人

## ①協働のパートナーとしての市役所力の向上

<b>成果</b>	市役所の各部局に担当職員として市民協働推進員を配置し、推進員向け研修を実施することで、市民協働にかかる意識醸成が進みました。 また、「市民協働の担い手育成・連携強化等に関する協働事業」を通じて団体と各部局が連携する機会が生まれたほか、さまざまな分野の部署において、委託、補助、協力など協働による取り組みが行われました。
	<b>課題</b> 市民協働推進員に対して市民協働への理解の深化を図るとともに、連携・相談体制を構築することが求められます。また、市役所内のさらなる横の連携や協働の意識づくりが必要です。

## ②新たな時代に応じた市民協働の促進

<b>成果</b>	市民活動団体の新技術導入にかかる支援として、SNS や生成 AI の活用に関する講座をなやプラザで開催しました。 また、コロナ禍を経て、オンラインによる団体の課題解決や対面とオンライン両方を取り入れた事業の開催が進みました。
	<b>課題</b> 市民活動団体向け講座について、参加者の増に向けてニーズを捉えた内容を反映させる必要があります。さらに、デジタル技術や AI の活用、活動 PR のためのデザインを学ぶ機会など、新たな時代や社会情勢に対応した支援が求められます。

## 2. 四日市市における市民協働の課題

社会潮流、地域社会のニーズ、前計画の評価等を踏まえ、本市における市民協働の課題を以下のとおり整理します。

### (1) 情報発信力の強化と市民協働の入口の多様化

市民協働にかかる情報発信については、広報紙やホームページに加え、SNS での発信にも力を入れるなど、多様な手段を活用しました。

一方で、「市民協働虎の巻」の認知度が 8.2% にとどまるなど、市民協働の取り組みや仕組みの周知には課題が残っています。今後は、ホームページの内容充実やターゲットの設定などの工夫を凝らし、「届けたい人に届く」効果的な発信を行うことが求められます。

市民協働の担い手について、「地域づくりマイスター養成講座」をはじめ、市民協働を支える人材の育成は着実に進んでいます。一方で、若者など新たに地域に関わる層が参加しやすい環境づくりは十分ではありません。そのような中、市民アンケートや「わかもの協働座談会」の結果などでは、地域と関わりを持ちたい 10 代～30 代の若者が一定数いることが分かりました。

今後は、このような層が自分らしい形で地域に関われるよう、協働への多様な入り口を設け、関心やライフスタイルに応じた参加の機会を広げることが重要です。そのためには、誰もが気軽に参加できる仕組みを整え、地域の活力につなげていくことが求められます。

### (2) 市民活動団体の運営基盤の充実と組織力向上

市民活動に関する相談対応や助成制度の案内、講座の開催などを通じて、市民活動団体の活動を支援してきました。

一方で、市民活動団体向けのアンケート結果からは、活動メンバーの負担が大きいことや、中心メンバーの高齢化、後継者不足など、団体運営の継続に課題があることが明らかになりました。また、資金面や人材確保、活動の広報についても、支援をさらに充実させる必要があります。

今後は、多様な社会課題に取り組む市民活動団体が、それぞれの特性や強みを生かしながら、より持続的かつ効果的に活動を続けられるよう、団体の発展段階やニーズに応じたきめ細かな支援を進めていくことが求められます。

### (3) 市民協働を支える協力関係やつながる機会の充実

市民協働まつりやプロボノ活動支援事業などを通じて、多様な主体が交流するなど、活動の広がりや連携の芽が生まれています。

また、企業を対象としたアンケートからは、多くの企業が地域貢献やボランティア活動に取り組んでおり、高い社会貢献意識を持っていることが分かりました。

一方で、企業と市民活動団体等がつながる機会や場が不足しており、その後の継続的な関係構築や活動の深化には至っていない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、多様な主体が対等な立場で関わり合い、連携の機会を生み出すため、主体同士を仲介するような、コーディネート機能の強化を図り、ハブとしての役割を充実させる必要があります。

### (4) 市役所全体での市民協働の意識向上

市役所内での市民協働の推進に向けて、各部局に市民協働推進員を配置し、研修や協働事業を通じて職員の意識を高める取り組みが進んでいます。

一方で、市民協働推進員による情報共有や連携体制が十分に機能していないことや、市役所内での横断的な連携の不足が課題として挙げられます。

市民協働をより定着させていくためには、職員一人ひとりが協働の意義を理解し、日常業務において意識的に行動することが求められます。



## 第4章

### 基本的な考え方

## 1. 基本理念

本市における市民協働の基本理念は、市民協働促進条例第3条で定められています。

市民協働促進条例では、自治基本条例の基本理念にのっとり、各主体が持つ情報を共有することにより協働を進め、お互いの長所を生かしつつ足りない部分を補いあうことにより、さまざまな課題の解決を図り、市民参加のもと、豊かで活力のある地域社会づくりを進めることを基本理念としています。

この基本理念では、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市が、対等な立場でお互いの特性を理解し、それぞれの役割に応じて連携・協働し、まちづくりに取り組む必要があることを明確にしています。

また、市が市民活動団体を支援する際には、市民活動団体が自主性・自立性を持って活動することを理解・尊重し、支援内容・手続き方法等について情報を公開するなど、公平性、公正性及び透明性を確保する必要があることについても明記しています。

### 【市民協働促進条例第3条】

- 1 市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市は、四日市市市民自治基本条例(理念条例)(平成17年四日市市条例第1号)第3条に掲げる基本理念にのっとり、市民協働及び市民自治の実現に努めなければならない。
- 2 市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市は、互いに対等の立場であることを自覚するとともに、それぞれの役割を理解し、市民協働の実現に努めなければならない。
- 3 市が市民活動団体を支援するに当たっては、市民活動団体の自主性及び自立性が尊重され、支援の内容及び手続が公平かつ公正で、透明性の高いものでなければならない。

## 2. 市民協働における各主体の役割と領域

### (1) それぞれの主体の役割

市民協働促進条例では、市民協働を促進していくうえでの市民等、市民活動団体、議会、事業者、市の役割を以下のように定めており、本計画でも同様に位置付けます。

#### 【市民協働促進条例】

##### (市民等の役割／第4条)

- 市民等は、市民協働の意義を理解し、それぞれが互いに連携しながら主体的に市民活動及び市民協働に参加し、並びに第11条に定める計画の策定に参画するよう努めるものとする。

##### (市民活動団体の役割／第5条)

- 市民活動団体は、市民活動を実施するとともに、その活動が広く市民等に理解されるよう努めなければならない。

##### (議会の役割／第6条)

- 議会は、市民自治基本条例第14条第2項の規定に基づき、議会としての市民参加及び市民協働に係る制度を導入するよう努めなければならない。

##### (事業者の役割／第7条)

- 事業者は、市民活動に関する理解を深めるとともに、その促進に協力するよう努めるものとする。

##### (市の役割／第8条)

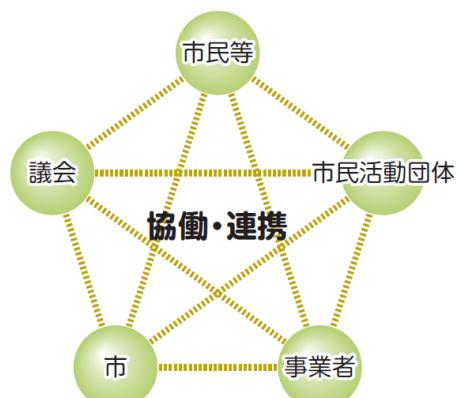
- 市は、市民活動を促進する施策を実施し、市民自治が実現されるよう努めなければならない。

- 市は、市職員に対して市民協働に関する啓発、研修等の実施に努めなければならない。

### (2) 市民協働の領域

市民が幸せに暮らせる、個性的で豊かな地域社会を築くためには、行政がまちづくりに関する種々の課題を一手に担うのではなく、市民等一人ひとり、市民活動団体や事業者などさまざまな主体が「公共の担い手の一人」として役割を果たすことが必要不可欠です。

そのため、市民協働の基本理念に基づき、それぞれの主体間で協働・連携を進めていくことが重要です。



### 3. 市民協働に向けた心構え

協働は、地域課題を解決するための「手法」であり、「目的」ではありません。

基本理念のもと、各主体がそれぞれの役割を果たしながら、地域課題を「自分のこと」として捉え、知恵と能力を持ち寄り、お互いの活動を尊重しつつ、同じ方向に向かって協働の取り組みを進めることができます。

このため、市民協働を進めるための心構えとして、以下の5つを掲げています。①～③については、市民協働に関わるすべての人の心構えを、④、⑤では、実際に協働事業を進めていく際の各主体の心構えを説明しています。

#### ①対等な関係を構築します

市民協働には、必ず、協働の相手が存在します。その相手と互いに対等の立場であることを自覚したうえで、より良い協働の関係を築きます。

#### ②相互に理解します

市民協働においては、お互いの長所を生かしつつ、足りない部分を補い合うことで、さまざまな課題の解決に結びつけることが大切です。お互いの考え方や特性を理解し、尊重しながら協働の取り組みを進めます。

#### ③自主性と自立性を尊重します

市民協働を担うそれぞれの主体は、それぞれに独立し、自主性と自立性を持って活動しています。そのことを理解・尊重し、相手の活動に干渉したり、自立性を阻害したりすることのないようにします。

#### ④公平・公正と透明性を確保します

上記の「対等な関係」「相互の理解」「自主性と自立性」を保つうえでは、透明性の高い取り組みを進めることが重要です。市民協働を担うそれぞれの主体は、自らの情報を積極的に公開することによって、理解し合い、信頼し合える関係を築きます。

特に、市が市民活動団体の活動などを支援するにあたっては、支援の内容や手続きが公平・公正であることと、透明性を確保します。

#### ⑤目標と検証結果を共有します

市民協働においては、その取り組みの目的、目標を共有することが大切です。何のために協働し、どんな成果を期待するのかといったことをお互いに共有しながら、取り組みを進めます。併せて、協働して取り組んだ結果を検証し、お互いに讃えあうなど、次の機会につなげていきます。

## 4. 本計画の基本方針

前段までに整理した社会潮流や本市を取り巻く状況、前計画の評価を踏まえ、整理した課題をもとに、本計画の基本方針を以下のとおり整理します。

### 基本方針1 市民協働の入り口の拡大

市民協働によるまちづくりへのきっかけとして、協働の入り口を多様に用意し、誰もが気軽に活動に参加しやすい仕組みを創出するとともに、情報発信の仕組みを強化します。

1-① 市民協働にかかる意識醸成、参加へのきっかけづくり

1-② 市民活動の担い手の掘り起こし・活用

1-③ さまざまな手法を活用した市民協働に関する情報発信

### 基本方針2 市民活動団体の活性化、持続可能な活動に向けた支援

多様な社会課題に取り組む市民活動団体が、それぞれの特性に応じた活動を展開できるよう、市民活動団体の持続的な運営に向けて、ニーズや発展段階に対応した支援を進めます。

2-① 市民活動団体の活動の活性化

2-② 市民活動団体の組織力強化に向けた支援

2-③ 市民活動団体の活動情報の提供、情報共有

### 基本方針3 つながりの創出及びコーディネート機能の強化

多様な主体が対等な立場で関わり合い、連携する機会を創出するため、なやプラザ等を拠点としたコーディネート機能の強化を図り、ハブとしての役割をさらに充実させます。

#### 3-① 多様な主体による交流・連携の促進

#### 3-② 市民協働の拠点機能の充実

### 行政の協働推進

市民協働の促進に向けて、市役所全体での市民協働にかかる意識醸成及び連携強化を図ります。

#### ① 市役所の協働意識醸成

#### ② 連絡・相談体制の構築

## 第5章

基本方針ごとの  
方向性と主な取り組み

## 基本方針1 市民協働の入り口の拡大

目標	市民協働によるまちづくりへのきっかけとして、協働の入り口を多様に用意し、誰もが気軽に活動に参加しやすい仕組みを創出するとともに、情報発信の仕組みを強化します。	
----	---	--

### 【基本方針の実現のための指標(ものさし)】

指標名	現状値(R6、★R7)	目標値(R12)
市民活動への参加率	29.4%	35% ↗
地域づくりマイスター養成講座の累計修了者数	★369人 (見込み)	500人 ↗
なやプラザホームページの年間アクセス数	17,923件	25,000件 ↗

### 1-① 市民協働にかかる意識醸成、参加へのきっかけづくり

- ✧ 市民協働の取り組みについて明確なイメージを持ってもらえるよう、具体的で、わかりやすい事例や情報を発信し、興味・関心を促します。
- ✧ 市民協働の意義や楽しさを伝えることで、市民活動への参加のハードルを下げます。
- ✧ 市民協働への参加につながる入口を多様に用意し、参加のしやすさを工夫します。

#### 主な取り組み

No.	取り組み名	取り組み内容
1	市民協働のPR	さまざまな機会・媒体を活用し、市民協働による取り組み、市民活動団体の活動について広く周知する。
2	市民協働によるまちづくりへの参画促進	次世代の市民協働を担うことのや若者、また市民協働に関わったことのない市民が協働による地域づくりの実践に関わることができる場を設ける。
3	若者が市民活動に参加したくなる仕組みづくり	高校生や大学生など、若い世代に市民活動や地域活動に興味を持つてもらえるような仕組みづくりを進める。
4	なやプラザ市民協働まつりの開催(市民協働への意識づくり)	市民や市民活動団体等が交流できる「なやプラザ市民協働まつり」を開催し、市民活動参加につながる場を提供する。
5	「市民協働虎の巻」(手引書)の周知及び活用促進	市民協働の手引書である「市民協働虎の巻」について、市民協働への関わり方やニーズに応じた、市民にとって読みやすく興味をひく手引書となるよう更新する。

## **1-② 市民活動の担い手の掘り起こし・活用**

- ✧ 市民協働に対する興味・関心が、実際の活動につなげられるための講座や体験の場を提供します。
- ✧ 活動を始める人への働きかけやサポートができる体制を整えます。

### **主な取り組み**

No.	取り組み名	取り組み内容
6	地域づくりマイスター養成講座の開催	時流に合わせて、内容のブラッシュアップを図りながら、まちづくりのリーダー養成を目的とした講座を開催する。
7	地域づくりマイスター養成講座修了生が交流できる場の提供	地域づくりマイスター養成講座修了生同士が意見交換できる場や、次の展開につなげられる場を提供し、まちづくりの担い手としての関わりを促す。
8	若者まちづくり講座の開催	若者の協働に対するニーズの把握や、活動への第一歩を目的とした講座を開催する。
9	市民協働コーディネーターによる支援	市民協働にかかるコーディネーターにより、市民活動を始めようとする人の発掘やサポートを行う。
10	市職員退職予定者への市民協働に関するセミナーの開催	退職予定者向けに、これまでの経験や知識が役立てるような市民協働の実践、市民活動団体での活動への積極的な参加について呼びかけを行う。

### **1-③ さまざまな手法を活用した市民協働に関する情報発信**

- ✧ SNS、紙媒体、イベント出展など、各種媒体の特徴を生かした情報の発信に取り組みます。
- ✧ 情報を集約し、継続的に発信することで、情報獲得のしやすさにつなげます。

#### **主な取り組み**

No.	取り組み名	取り組み内容
11	さまざまな媒体を活用した広報の充実	あらゆる世代に向けて情報を発信するため、SNS、紙媒体等のさまざまな媒体を活用した広報を行う。
12	なやプラザホームページによる情報の発信	なやプラザホームページにおいて市民活動団体等の紹介やイベント情報などを集約し、効果的な発信を行う。
13	イベントを活用した周知	なやプラザ市民協働まつり等のさまざまなイベントの機会を活用し、市民協働について対面で伝える場を提供する。
14	市民協働に関する出前講座等の実施	市民等のグループや市民活動団体からの要望をはじめ、さまざまな場面で市民協働の事例を用いた出前講座等を実施する。

## 基本方針2 市民活動団体の活性化、持続可能な活動に向けた支援

目標	多様な社会課題に取り組む市民活動団体が、それぞれの特性に応じた活動を展開できるよう、市民活動団体の持続的な運営に向けて、ニーズや発展段階に対応した支援を進めます。
----	---

### 【基本方針の実現のための指標(ものさし)】

指標名	現状値(R6、★R7)	目標値(R12)
市民活動団体向け講座参加者数(年間)	91人	120人 ↗
自治会加入率	83.7%	90.0% ↗
市民活動団体登録数	★87団体	100団体 ↗

### 2-① 市民活動団体の活動の活性化

- ✧ 市民活動団体それぞれの特性を把握するとともに、課題やニーズに柔軟に対応できる体制を整えます。
- ✧ 活動の段階的な成長や持続的な運営を支援できるよう、制度・仕組みづくりを進めます。

#### 主な取り組み

No.	取り組み名	取り組み内容
15	市民協働に関する相談体制の充実	なやプラザ等において、市民活動に関する相談や、団体のニーズに合った情報提供を行う体制を充実させる。また、三重県労協活用促進地域連携協議会に参画するなど、新たな制度の研究・周知を行う。
16	活動交流会の開催	市民・団体・企業等さまざまな主体同士が気軽に交流できる場所を提供し、新たなつながりを創出する。
17	市民活動団体向け講座の開催	市民活動団体が抱える課題の解決に役立つテーマを設定するなど、多様な講座を開催する。
18	「市民協働の担い手育成・連携強化等に関する協働事業(担い手事業)」の実施	市民協働の促進に必要な担い手の育成や市民活動団体のネットワーク化を推進するため、団体と市双方の得意分野を生かした協働事業を実施する。併せて、要望や課題を把握し、制度の充実につなげる。
19	市民活動団体の活性化に向けた支援	市民活動団体の活動の活性化に向けて、市民活動団体からの提案のもと、各団体の課題・ニーズに合わせた支援につながる場を提供する。
20	市民活動総合保険の継続的な提供	引き続き、市民活動中の事故に起因した損害等に対する補償制度を提供する。

## 2-② 市民活動団体の組織力強化に向けた支援

- ✧ 活動の組織力の基盤であるヒト・モノ・カネの充実に向けた仕組みづくりや情報提供を行い、継続的な支援を図ります。
- ✧ 新たな時代や社会情勢に対応した支援内容を検討します。
- ✧ 自治会加入への促進を図るとともに、地域の特性や課題に応じた地域づくりに向け、市民活動団体と自治会等の地縁団体との連携を促し、各団体の維持・強化を支援します。

### 主な取り組み

No.	取り組み名	取り組み内容
21	プロボノ事業の推進	専門的な知識やスキルを生かして社会貢献活動を行いたい社会人と、運営上の課題を解決したい市民活動団体とのマッチングを行い課題の解決につなげる。
22	助成金、資金調達の支援	市民活動団体の資金獲得に向けて、助成金セミナー やクラウドファンディング等に関する講座を開催する。また、市民活動団体への財政的支援について、新たな仕組みづくりを検討する。
23	助成制度の紹介	民間企業や各種団体が主催する市民活動団体向けの助成金事業の情報を紹介する。 また、市や関係機関の助成制度を取りまとめた「助成制度のしおり」を作成し、配布する。
24	なやプラザの機能充実	市民活動センターとして、市民活動に必要な印刷等のサービスのほか、市民活動に関連した書籍やチラシなどの情報、気軽に利用できる場所を提供する。
25	自治会加入促進条例の周知・啓発	自治会の意義や役割に関する広報・啓発に努め、自治会への加入を促進し、自治会加入率の維持向上に取り組む。
26	「まちづくり協議会」等の活動支援	各地区の「まちづくり協議会」等の充実強化に向け、地域社会づくり総合事業費補助金等による支援を継続して実施する。
27	地縁団体との連携強化	地域課題の解決に向けて、NPO等の市民活動団体と自治会等の地縁団体との連携を進める。

## 2-③ 市民活動団体の活動情報の提供、情報共有

- ✧ 市民活動団体同士の連携を効果的に行うため、市民活動団体の登録を促します。
- ✧ 誰でも気軽に見られる媒体・発信方法で、継続的に活動団体情報を公開・共有します。

### 主な取り組み

No.	取り組み名	取り組み内容
28	市民活動団体の登録促進と情報のデータベース化	市民協働促進条例に基づく市民活動団体の届出制度による登録を促し、市民活動団体同士の連携を効果的に行うことができる仕組みづくりを進める。
29	市民活動団体の登録情報の共有	各団体の特性を生かせるような連携を促したり、新たな取り組みや発展が芽生えたりするよう、市民活動団体の登録情報について共有するため、なやプラザホームページや紙媒体で公開する。
30	各団体による活動情報の発信	各団体の活動内容やイベント情報をホームページやチラシ配架などにより発信する。

### 基本方針3 つながりの創出及びコーディネート機能の強化

<b>目標</b>	多様な主体が対等な立場で関わり合い、連携する機会を創出するため、なやプラザ等を拠点としたコーディネート機能の強化を図り、ハブとしての役割をさらに充実させます。
-----------	---

#### 【基本方針の実現のための指標(ものさし)】

指標名	現状値(R6、★R7)	目標値(R12)
プロボノ事業に参加したプロボノワーカーの所属企業・団体数(累計)	36 者	50 者 ➡
市民活動センター利用者数(年間)	594 人	1,000 人 ➡

#### 3-① 多様な主体による交流・連携の促進

- ✧ 地域内のネットワーク形成やコーディネート機能の充実を図り、個人や各種団体、企業等の多様な主体が、市民協働に取り組むための風土づくりを行います。
- ✧ 多様な主体と市民活動団体が、お互いの特性や強みを発揮しながら、相互に連携できる機会や仕組みを充実・強化させます。
- ✧ 新たに市民協働の担い手となりうる主体に対して、積極的な働きかけを行い、市民協働における一層の広がりをつくります。

#### 主な取り組み

No.	取り組み名	取り組み内容
31	多様な主体によるネットワークの形成	地域課題の解決を目的として、市民活動団体が他の市民活動団体や事業者等とネットワークを形成する取り組みの促進を図る。
32	中間支援機能の強化	なやプラザと連携し、中間支援機能を担う団体等を掘り起こすとともに、その担い手となる市民協働コーディネーターの育成を図る。
33	なやプラザ市民協働まつりの開催(交流の促進)	市民活動団体や生涯学習団体、事業者等の出展者や来場者が交流し、その後の活動につながる関係を築くきっかけとなる場づくりを行う。
-	活動交流会の開催【再掲】	市民・団体・企業等さまざまな主体同士が気軽に交流できる場所を提供し、新たなつながりを生みだす。
34	事業者の社会貢献活動と市民活動との連携	事業者の社会貢献活動と市内で活動する市民活動団体が連携を進めることができるよう、プロボノ事業や交流会などを行う。

### 3-② 市民協働の拠点機能の充実

- ✧ 市民協働の拠点として、なやプラザの維持・拡充を図りつつ、市民活動団体の課題を把握することで、団体の活動のしやすさを支援し、積極的な活動へとつなげます。
- ✧ 市民活動団体に向けて、拠点施設活用のメリットを発信し、利用を促します。

#### 主な取り組み

No.	取り組み名	取り組み内容
—	なやプラザの機能充実【再掲】	市民活動センターとして、市民活動に必要な印刷等のサービスのほか、市民活動に関連した書籍やチラシなどの情報、気軽に利用できる場所を提供する。
35	市民活動しやすい環境づくり	なやプラザにおいて市民活動団体が活動しやすい環境を整備する。
36	利用ニーズの把握	市民活動団体及びなやプラザ利用団体へのアンケートやヒアリング等により、ニーズを把握し、なやプラザの運営に反映する。

## 行政の協働推進

【基本方針の実現のための指標(ものさし)】

目標	市民協働の促進に向けて、市役所全体での市民協働にかかる意識醸成及び連携強化を図ります。	
----	---	--

指標名	現状値(R6、★R7)	目標値(R12)
市が市民協働により実施している取り組み数(年間)	★163件	175件 ↗
市民協働事業における市役所内連携の件数(累計)	★29件	40件 ↗

### ① 市役所の協働意識醸成

- ✧ 市役所全体における協働委託等の取り組み拡大を図ります。
- ✧ 市役所内の市民協働事業の周知と理解向上を図ります。

#### 主な取り組み

No.	取り組み名	取り組み内容
37	職員研修の実施	職員研修等を通じて、市民協働について学ぶ機会を提供し、市役所全体で市民協働の意識醸成を図る。
38	市民協働により実施している取り組みの調査実施	市が市民、市民活動団体、事業者等と協働して実施している取り組みの調査を実施し、情報の共有化を図り、施策の検討に活用する。

### ② 連絡・相談体制の構築

- ✧ 市民協働における各事業や研修を通じて、各部署との連携強化を図ります。
- ✧ 各部署と情報を交換・共有し、市民協働の視点を取り入れた事業や取り組みを進めます。

#### 主な取り組み

No.	取り組み名	取り組み内容
39	各部局への市民協働担当の配置	各部局へ市民協働推進員を配置し、連携・相談体制を構築のうえ、これらの職員を介して市と市民活動団体をつなぐ。
40	市役所内連携の促進	「市民協働の担い手育成・連携強化等に関する協働事業」において、事業内容に応じて関係する課への情報共有、働きかけを行う。



## 1. 計画の周知と共有

市民協働に関連するさまざまな主体は、市民協働促進条例第3条の基本理念を踏まえ、市民協働の実現に努めることとなっています。

そのため、これらの主体に対し、本計画についての理解を促し、具体的な活動につなげるため、さまざまな場面で、本計画の周知に努めます。

また、本計画に位置付けた個々の事業や活動内容が共有されるよう、積極的に広報、啓発活動を行います。

## 2. 計画の推進と進捗管理

本計画の効果的な推進を図るため、市民協働庁内推進会議を開催し、市民協働担当を中心に、あらゆる部局が、積極的に市民協働に取り組むことができる体制を構築します。

また、市民協働促進条例第12条に基づく、四日市市市民協働促進委員会を定期的に開催し、本計画に掲げる事業の進捗状況及び取り組みの検証を行い、今後の事業内容に反映させるなど、PDCAサイクルの仕組みに沿って計画を推進します。

このほか、多様な主体が最新の地域の状況やニーズを把握することを目的に、市民協働担当と市民活動団体が情報交換やアイデアを出し合う機会をつくります。

